

第二中学校適正規模地区委員会だより

第二中学校適正規模地区委員会

平成21年9月15日 No. 5

第二中学校適正規模地区委員会の検討結果を報告書として提出いたしました

第二中学校適正規模地区委員会では、今年1月から第二中学校の適正規模化について検討協議を進めてまいりました。その過程で、小委員会でのアンケート調査、地域や保護者の方を対象とした説明会、最終的には校区内全世帯を対象に、当委員会の基本的な考え方についての意向調査を実施し、地域の意見を集約させていただきました。そして、この意向調査の結果を十分に尊重するとともに、調査で示された多様な意見も踏まえ、当地区委員会の検討結果をまとめることができました。そして、下記のように「報告書」として市教育委員会へ提出いたしましたのでお知らせいたします。

平成21年8月27日

前橋市教育委員会

教育長 佐藤 博之 様

第二中学校適正規模地区委員会
委員長 黛 明



第二中学校適正規模地区委員会の検討結果について（報告）

はじめに

当委員会は「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」（平成20年8月19日）を受け、10月には委員会の設立及び委員を決定し、21年1月23日に第1回の委員会を開催いたしました。以来、「子どもたちの望ましい教育環境の整備を図る」という観点から、第二中学校の適正規模化について検討してまいりました。

検討の過程では、独自の小委員会で検討したり、各委員が代表する関係機関で検討を行ったり、地域住民全世帯を対象にしたアンケート調査も行いました。

さらに、第四中学校適正規模地区委員会と合同で、互いの学校見学会を実施するとともに、地域住民への合同説明会も開催いたしました。

こうした経緯を踏まえ、第二中学校の適正規模化について当委員会の「基本的な考え方」を明確にし、「基本的な考え方」について地域の全世帯を対象に意向調査を行った結果、回収率56.5%のなかで、91.8%という高い支持をいただきました。

そうした地域の声を踏まえ、ここに、第二中学校の適正規模化について、当委員会の考え方がまとまりましたので、下記により報告いたします。

記

1 第二中学校の適正規模化について

第二中学校の生徒が確かな学力を身に付けるとともに、同世代の様々な考え方に気付いたり、友人との触れ合いの中での多様な体験をしたりすることで社会性を高めることができるような学習環境を整備するために、教科担任制の充実や人間関係の多様化をもたらす学校の適正規模化を図る必要があると考える。

さらに、子どもたちにとって中学校生活の充実の大きな要素となる「部活動」の充実のためにも、第二中学校の適正規模化を推進する必要があると考える。

2 適正規模化に向けた基本的な考え方

以下の三つの考え方を基本として、第二中学校の適正規模化を図ることが望ましい。

(1) 隣接する第四中学校と統合し、新たな学校を設置する。なお、その際、第二中学校と第四中学校はともに廃校とする。

(2) 新たに設置される学校（新設校）は新築とする。

(3) 新設校は第二中学校または第四中学校のいずれかの敷地に設置する。

3 適正規模化に向けた検討について

当委員会の示す適正規模化の方向と同一の方向で第四中学校の適正規模地区委員会の考え方が定まったことを前提とするが、望ましい学習環境の整備を目的とした、第二中学校と第四中学校の適正規模化を具体的に、且つ、細部にわたり検討する場として両委員会からなる合同委員会を早期に設置することとしたい。

また、現在の第二中学校適正規模地区委員会の委員は、引き続き合同委員会の委員を務めるものとする。なお、合同委員会の設立前に際しては、事前に人数等の調整を図り、同数とするべきと考える。

また、合同委員会の組織は、第一回の合同委員会で検討・協議し、決定したい。

* 合同委員会で検討する内容については以下のような事項が考えられる。

【具体的検討事項】

- (1) 客観的な妥当性のある新設校の設置場所
- (2) 開校の時期
- (3) 新設校の校名
- (4) 新設校の安全な通学路
- (5) 新設校の校歌及び校章
- (6) 新設校の制服や体育着及それらに準ずる通学カバン等を含めた服装関係
- (7) 第二中学校の歴史と伝統を伝えていくための施設等の在り方

* また、市教育委員会に対しては次のような事項を要望する必要があると考える。

【具体的要望事項】

- (1) 新設校の施設設備にかかる要望
- (2) 新設校の教職員配置にかかる要望
- (3) 跡地活用にかかる要望
- (4) 新築までの仮設校となる学校の教育環境の整備及び通学路の安全確保

* 校地跡の活用は地域住民や保護者の声を反映し、市と十分に協議し決定したい。

なお、事務局には、新設校の設置場所決定に当たり、両委員会が検討する下地の構築と、多面的で適切な資料提供を要望するものである。

おわりに

当委員会では上記のような検討結果を報告としてまとめたが、第二中学校に関わりのある保護者、地域住民の多くの方は、できるならば、第二中学校跡地に新設校を設置してほしいという強い思いを抱いているであろうことは、理解に難くない。

したがって、合同委員会が設立され、新設校の設置場所の検討を行うに当たっては、長期的な視点から「子どもたちの望ましい学習環境」の整備を主眼に、多様な面から妥当性、客観性のある資料をできるだけ収集し、検討すべきである。事務局にはそのために委員会が求める資料を速やかに収集し、提供していただくことを望むものである。

なお、合同委員会が設立された際は、両校の子どもたちの学習環境等を十分に考慮し、可及的速やかな検討が進められることを望むものでもある。事務局である前橋市教育委員会にはそのために積極的・適切な事務の遂行を期待する。

「地区委員会だより」は後日ホームページ上にも掲載いたします

(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kbn/15400073/15400073.html>)

問い合わせ先: 前橋市教育委員会学校教育課教育企画係(適正規模地区委員会事務局)

電話: 027-898-5865(直通) FAX: 027-221-3418